



公告第459号

令和6年10月7日付都薬国保発第106号により認可を申請した規約の変更については、令和6年11月1日付、6保医保国第1826号により東京都知事の認可があったので、国民健康保険法施行令第8条第2項の規定に基づき公告します。

令和6年11月11日

東京都薬剤師国民健康保険組合

理事長 伊賀光政



被保険者証廃止に係る組合規約の一部改正(新旧対照表)

新	旧
<p>(延滞金)</p> <p>第24条 納期限までに保険料を納入しない組合員があるときは、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額が <u>2千円</u>以上であるときは、当該金額(当該金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき年 14.6%(当該納期限の翌日から3か月を経過する日までの期間については、年 7.3%)の割合を乗じて計算した延滞金(当該延滞金に <u>百円</u>未満の端数があるとき、又はその全額が <u>千円</u>未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。)を加算して徴収する。ただし、次に掲げる場合は、延滞金を徴収しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 督促状の指定期日までに、保険料を納付したとき。 二 次条の規定により、保険料の納付期限が延長されたとき。 三 その他特別の事由があると理事長が認めた場合 <p>(保険料の納付期限の延長)</p> <p>第25条 理事長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる <u>全額</u>を限度として、<u>3か月(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した組合員に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長一年)</u>以内の期間を限って徴収猶予することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。 二 納付義務者がその事業又は業務を休止したとき。 三 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。 四 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。 	<p>(延滞金)</p> <p>第24条 納期限までに保険料を納入しない組合員があるときは、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額が <u>2,000円</u>以上であるときは、当該金額(当該金額に <u>1,000円</u>未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき年 14.6%(当該納期限の翌日から3か月を経過する日までの期間については、年 7.3%)の割合を乗じて計算した延滞金(当該延滞金に <u>100円</u>未満の端数があるとき、又はその全額が <u>1,000円</u>未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。)を加算して徴収する。ただし、次に掲げる場合は、延滞金を徴収しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 督促状の指定期日までに、保険料を納付したとき。 二 次条の規定により、保険料の納付期限が延長されたとき。 三 その他特別の事由があると理事長が認めた場合 <p>(保険料の納付期限の延長)</p> <p>第25条 理事長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部、<u>又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、当該納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額</u>を限度として、<u>3か月以内の期間を限って徴収猶予することができる。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 一 納付義務者が、その資産について、震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害をうけ、又はその資産を盗まれたとき。 二 納付義務者が、その事業又は業務を休止したとき。 三 納付義務者が、その事業又は業務について、甚大な損害を受けたとき。 四 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

第63条 組合は、組合員が法第22条の規定において準用する法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、十万円以下の過怠金を課す。

第64条 組合は、組合員又は組合員であった者が、正当な理由なしに、法第113条の規定により、文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過怠金を課する。

第65条 組合は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過怠金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を課する。

附則

(施行期日)

1 この規約は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この規約による改正後の第25条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 この規約の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規約の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第63条 組合は、組合員が法第22条の規定において準用する法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は法第22条の規定において準用する法第9条第3項若しくは第4項の規定により、被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000円以下の過怠金を課する。

第64条 組合は、組合員又は組合員であった者が、正当な理由なしに、法第113条の規定により、文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過怠金を課する。

第65条 組合は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を課する。